

保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて

〔昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号
林野庁長官から各都道府県知事、営林局長宛て〕
[最終改正]令和 6 年 4 月 1 日付け 5 林整治第 1878 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、「森林法施行令」（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）及び「森林法施行規則」（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）による保安林及び保安施設地区の指定、解除等に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本通知は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）によりいわゆる機関委任事務制度が廃止されたことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的な助言として取り扱われるものであること、また、法第 196 条の 2 第 1 項各号に掲げる法定受託事務の取扱いについては、別途農林水産事務次官から通知された処理基準（平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号）に御留意願いたい。

なお、次に掲げる通達は廃止する。

- 1 保安林及び保安施設地区の指定解除等の事務手続について
（昭和 37 年 11 月 22 日付け 37 林野治第 1454 号。林野庁長官通達）
- 2 保安林の指定施業要件指定調書等の作成について
（昭和 38 年 5 月 30 日付け 38 林野治第 530 号。林野庁長官通達）
- 3 転用のための保安林解除申請書等に添付する書類について
（昭和 39 年 10 月 20 日付け 39 林野治第 1350 号。林野庁長官通達）
- 4 都道府県知事の権限に係る保安林の解除の適正な取扱いについて
（昭和 46 年 1 月 29 日付け 46 林野治第 199 号。林野庁長官通達）

記

本通知は、第1から第11までにより構成され、第1 保安林の指定、第2 保安林の解除、第3 指定施業要件の変更、第4 立木伐採許可及び届出、第5 作業許可、第6 植栽の義務、第7 監督処分、第8 標識の設置、第9 保安林台帳、第10 保安施設地区及び第11 意見書等の様式及び指定調査地図等の作成要領とし、保安林及び保安施設地区の指定、解除等に関する事務の取扱いに当たっては、これらに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。

第1 保安林の指定

1 保安林の種類

保安林は、法第25条第1項に掲げる指定の目的により、次の17種とする。

- ① 水源かん養保安林
- ② 土砂流出防備保安林
- ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 飛砂防備保安林
- ⑤ 防風保安林
- ⑥ 水害防備保安林
- ⑦ 潮害防備保安林
- ⑧ 干害防備保安林
- ⑨ 防雪保安林
- ⑩ 防霧保安林
- ⑪ なだれ防止保安林
- ⑫ 落石防止保安林
- ⑬ 防火保安林
- ⑭ 魚つき保安林
- ⑮ 航行目標保安林
- ⑯ 保健保安林
- ⑰ 風致保安林

2 指定施業要件

(1) 伐採の方法

ア 主伐に係るもの

(ア) 令別表第2の第1号(一)の主伐に係る伐採の方法のうち伐採種については、森林の地況、林況等を勘案して地番の区域又はその部分を単位として、別表1により定めるものとし、伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする旨を

定めるものとする。

- (イ) 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときは、(ア)以外の方法によっても伐採をすることができる旨（以下「伐採方法の特例」という。）を定めることができるものとする。

伐採方法の特例は、当該保安林の樹種若しくは林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定め得るものとし、指定の日から10年を超えない範囲内で当該特例の有効期間を定めるものとする。

なお、伐採方法の特例のうち伐採種については、択伐とする森林については伐採種を定めないとすることができるものとし、禁伐とする森林については択伐とすることができるものとする。

イ 間伐に係るもの

間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するための間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

なお、択伐林型を造成するための間伐には、択伐林型を新たに造成する場合のほか、択伐林型の準備段階や造成途中にある場合、択伐林型の下木の造成に必要な上木を間伐する場合を含むものとする。

(2) 伐採の限度

主伐に係る伐採の限度は、次によるものとする。

- ア 令別表第2の第2号(一)の伐採の限度は、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位として定めるものとする。
- イ 令別表第2の第2号(一)イの伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表第2の第2号(一)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可（以下「立木伐採許可」という。）をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。
- ウ 令別表第2の第2号(一)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として次の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して個別にきめ細かに定めるものとする。

なお、保安林等の指定を円滑に進めるため、皆伐面積の限度を定める際には森林所有者の意向を十分に把握するものとする。

(ア) 水源かん養保安林（急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）

20 ヘクタール以下

(イ) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林

10 ヘクタール以下

(ウ) その他の保安林（当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものに限る。）

20 ヘクタール以下

エ (1)のアの(イ)により、樹種又は林相の改良のために伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は、定めないものとする。

オ 令別表第2の第2号(一)ニの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。

カ 規則第56条第3項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率の算出に用いる係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上である森林にあっては当該森林の立木度、その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上となる時期において推定される立木度とする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表すものとする。ただし、蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積に代えて本数を用いるものとする。

(3) 植栽

令別表第2の第3号は、立木を伐採した後において現在の森林とおおむね同等の保安機能を有する森林を再生する趣旨で設けられたものであるから、植栽以外の方法により的確な更新が期待できる場合には、これを定めないものとする。この場合において、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画を立てている森林については、原則として、定めるものとする。

ア 方法に係るもの

(ア) 植栽方法

- a 規則第 57 条第 1 項の「満 1 年未満の苗にあっては、同一の樹種の満 1 年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有するものであること」については、各都道府県等が定める山行苗木の流通規格に定められている 2 年生以上の苗の根元径及び苗長と比較することをもって、満 1 年未満の苗が同一の樹種の満 1 年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有していることの妥当性を判断するものとする。ただし、コンテナ苗等の規格に苗齢に関する区分がない場合は、その規格が記載された申請書類を添付させ、2 年生の苗が含まれるか否かを確認することをもって判断するものとする

なお、樹盛が旺盛である、根張りが良い、損傷がない等植栽しようとする苗が健全であることに留意するものとする。

- b 保安林において満 1 年未満の苗を植栽しようとする場合は、苗を生産する事業者等に苗齢並びに根元径及び苗長を表示した林業種苗法(昭和 45 年法律第 89 号)第 18 条第 1 項に規定する生産事業者表示票を確実に添付するよう指導し、当該表示票を確認する方法、国庫補助事業等の造林検査要領等において苗の規格に関する検査項目が設定されている場合には、当該検査に使用した苗木受払簿等の書類の内容を確認する方法等、各都道府県の状況に応じて書面を中心として苗齢並びに根元径及び苗長を確認するものとする。

(イ) 植栽本数

- a 規則第 57 条第 2 項柱書の付録第 8 の「当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1 ヘクタール当たりの当該森林の単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値」は、原則として、当該森林の森林簿又は森林調査簿（以下「森林簿等」という。）に示されている植栽する樹種に係る地位級（樹種別に伐期総平均成長量を立方メートル単位の等級に区分したものをいう。以下同じ。）をもって表すものとする。ただし、当該森林の森林簿等に植栽する樹種に係る地位級が示されていない場合にあっては、近傍類似の森林の森林簿等に示されている当該樹種又は当該樹種と同等の生育が期待される樹種に係る地位級を、当該森林の森林簿等に示されている植栽する樹種に係る地位級が、当該樹種の伐期総平均成長量と異なる場合にあっては、当該地位級に代えて当該樹種の伐期総平均成長量の数値をもって表すものとする。

なお、規則付録第 8 の算式の算出結果は、別表 2 のとおりである。

- b 規則第 57 条第 2 項第 1 号において、規則付録第 8 の算式により算出された本数が 3,000 本を超える場合の植栽本数は、3,000 本とする。
- c 規則第 57 条第 2 項第 2 号について、次の条件に適合する場合の植栽本数は、植

栽本数を定めようとする森林が所在する市町村の市町村森林整備計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数であって、当該市町村のおおむね過半の区域において、特定の森林所有者等に偏ることなく幅広い関係者が施業した実績のある方法に基づく本数であり、かつ当該林分における保育作業（鳥獣害対策を含む。）の実績から、確実に更新を図ることが可能であると見込まれる本数とするものとする。ただし、植栽本数を定めようとする森林が、2以上の市町村にわたり、かつこれらの市町村の市町村森林整備計画に差異があることによって、当該保安林の効率的な施業に支障が生じる場合にあっては、市町村森林整備計画に代えて地域森林計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数とすることもできるものとする。

(a) 「地盤が安定し、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがなく」については、急傾斜地である等個々の森林の地形や土壌の現況からして、土砂の流出又は崩壊が発生しやすいものでないこと、雪崩による被害のおそれがないことなど、植栽本数を減じることによって、周囲の森林に影響を与えるおそれがない場合とする。

(b) 「自然的社会的条件からみて効率的な施業が可能である」ことについては、自然的条件にあっては、地形、気象、土壌等の要因から苗の活着及び生育に不向きな立地ではないこと、社会的条件にあっては、植栽本数を定めようとする森林へのアクセスに問題がなく、伐期に至るまで間伐等の施業が継続的に実施されているなど植栽後の苗の管理が適切に実施できる立地であることについて確認するものとし、植栽後に効率的な施業が可能である場合とする。

イ 樹種に係るもの

(ア) 令別表第2の第3号(三)の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び樹種の経済的特性等を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができるものとし、例示すれば次のような樹種が含まれる。

a 木材生産に資する樹種の例

スギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、ヒバ等

b 高木性の広葉樹の例

クヌギ、ナラ、カシワ、ブナ、シイ等

c 深根性の樹種の例

ケヤキ、カシ、アカマツ、クロマツ等

d 趣のある林相を構成する樹種の例

シラカバ、ヤマザクラ、カエデ等

e 防火等特定の指定目的の達成のために必要とされる樹種の例

サンゴジュ、ヤマモモ、ナナカマド等

- (イ) 早生樹をはじめ、造林樹種として新たに普及を行う樹種を指定する場合は、当該樹種が保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び経済的特性等の観点から適切であることについて、必要に応じて、試験研究機関や大学等の学識経験者の助言を聞くものとする。
- (ウ) 全ての樹種を明示して指定することが困難な場合には、当該森林の保安機能の維持又は強化を図るために植栽を奨励すべき樹種を極力明示した上で、その他の樹種については「当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹」等の客観的な判断が可能な記載方法により、明示することが困難な樹種を包括的に指定することができるものとする。ただし、伐期総平均成長量が6以上の樹種については、極力樹種名を明示して指定すること。

3 指定の手続

(1) 申請書の受理

- ア 法第 27 条第 1 項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (ア) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者
 - (イ) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者
 - なお、「保安林の指定により直接利益を受ける者」については、別表 3 を基本的な考え方とし、現地の実態も踏まえながら適切に対処するものとする。
- イ 規則第 48 条第 1 項第 1 号の規定により申請書に添付する森林の位置図及び区域図は、原則として地域森林計画の森林計画図（以下「森林計画図」という。）の写しとするものとする。
- ウ 規則第 48 条第 1 項第 2 号に規定する申請者が当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、アに基づき次に掲げる書類により判断するものとする。
 - (ア) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合
 - a 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合
 - (a) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）
 - (b) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人

又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類

b 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類

(イ) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

エ 都道府県知事は、申請が不適法であつて、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、当該申請者に対し、理由を付した書面を送付して、却下するものとする。

オ 都道府県知事は、指定の申請に対し、指定をしない旨の処分をした場合には、遅滞なく申請者に対し指定をしない旨及びその理由を記載した書面を送付して通知するものとする。

カ 国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第2条に規定する国有林野(以下「国有林野」という。)、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)第12条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているもの(以下「国庫帰属森林」という。)及び旧公有林野等官行造林法(大正9年法律第7号)第1条の契約に係る森林、原野その他の土地(以下「官行造林地」という。)についての保安林の指定の申請は、原則として、当該森林の所在地を管轄する森林管理局長が農林水産大臣に上申するものとし、都道府県知事は国有林野、国庫帰属森林及び官行造林地以外の国有林又は民有林についての指定の申請を行うものとする。ただし、都道府県知事が国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地について森林管理局長に協議して申請する場合はこの限りでない。

キ 都道府県知事が申請をする場合には、申請書の指定の理由欄に別に定める法第27条第3項の保安林指定意見書の様式に定める事項に準ずる事項を記載するものとする。

(2) 指定に係る調査等

ア 都道府県知事は、保安林の指定に際しては、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、次の書類を作成の上、指定の適否を判断するものとする。この場合において、当該森林の所在地を管轄する市町村長並びに森林所有者及び当該森林に

関し登記した権利を有する者の当該指定に関する意見を聴くものとする。

- (ア) 指定調書
- (イ) 指定調査地図
- (ウ) 位置図
- (エ) その他必要な書類

イ アの(エ)の書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

- (ア) 都道府県森林審議会に諮問した場合にあってはその答申書の写し
- (イ) 申請に係る森林が国有林である場合にあっては当該国有林を管理する国の機関の長（国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地にあっては、所轄の森林管理局長）の意見
- (ウ) 当該森林の現況を明らかにする写真
- (エ) 当該指定について森林所有者又は当該森林に関し登記した権利を有する者に異議がある場合にあっては、それらの者の氏名（法人にあっては名称）、当該森林の所在場所、異議の内容及び理由その他必要な事項を記載した書面

ウ 都道府県知事は、民有林について申請をする場合において、当該指定の区域が1筆の土地の一部であるときは、当該区域の実測図を作成し、又は調査地図に地形地物を表示し、後日において現地を明瞭に確認できるようにしておくものとする。

エ 国有林に係る公衆の保健又は風致の保存のための保安林の指定について申請をする場合には、法第27条第3項の意見書、規則第48条第1項の書類及びアに掲げる書類を添付するものとする。

(3) 保安林予定森林の告示等

ア 法第30条の2の規定に基づく掲示の内容は、保安林予定森林の告示の内容に準ずるものとする。

イ 法第30条の2の規定に基づく森林所有者等への通知は、保安林予定森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所を調査した後に行うものとする。

なお、登記した権利を有する者は現に登記簿、立木登記簿又は鉱業原簿に登記（登録）されている権利の登記（登録）名義人（当該名義人が森林所有者である場合を除く。）である。

ウ 法第30条の2の規定に基づく森林所有者等への通知には、保安林に指定する旨並びに保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る指定施業要件のほか、次の事項を含めるものとする。

- (ア) 同一の単位とされる保安林において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積（保安林の面積の異動等により変更することがある旨を付記すること。）
- (イ) 伐採種を定めない森林においてする主伐は、皆伐によることができる旨

(ウ) 標準伐期齢

(エ) 指定施業要件に従って樹種又は林相を改良するために伐採するときは、伐採跡地の植栽について条件を付することがある旨

(オ) その他必要な事項

エ 保安林予定森林に係る区域が1筆の土地の一部である場合には、法第30条の2の規定による通知書に当該部分を明示した図面を添付するものとする。

オ 都道府県知事は、国有林の保安林又は法第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するための民有林の保安林（同項に規定する重要流域内に存するものに限る。）につき法第30条（第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、遅滞なく、当該告示の写しを林野庁長官宛て送付するものとする。

カ 都道府県知事は、保安林指定告示附属明細書を、保安林台帳に準じて保管するものとする。

キ 都道府県知事は、法第27条第1項の規定による指定の申請をした後又は申請を進達した後法第33条第1項の規定による告示が行われるまでの間に、当該申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときは、当該変更に係る所在場所の名称又は地番、変更の時期その他必要な事項を記載した書面により林野庁長官に報告するものとする。

なお、当該変更が法第30条の規定による告示がなされる以前であるものであって当該変更前の所在場所の名称又は地番により告示がなされている場合にあっては、当該告示の訂正を行い、当該告示の訂正を記載した都道府県公報の写しを当該書面に添付するものとする。

ク 都道府県知事は、法第29条の規定による通知を受けた後において、当該通知の内容を変更する必要があるときは、変更に係る内容、変更を必要とする理由その他必要な事項を記載した書面により当該通知の内容の変更を林野庁長官に申し出るものとする。

ケ 指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。この場合において、法第30条の2及び法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知書には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。

コ 現に保安林に指定されている森林について、その指定の目的以外の目的を達成するため重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における法第30条の2及び法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知書には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。

サ 保安林予定森林について、事情の変更その他の理由により指定を取り止める場合に

は、当該保安林予定森林に係る告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

(4) 意見の聴取

ア 異議意見書を提出した者が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のア及びウを準用するものとする。

イ 法第 32 条第 1 項に規定する意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

ウ 異議意見書に添付する図面については、原則として森林計画図の写しとするものとする。

エ 都道府県知事は、法第 32 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事宛てに提出された意見書が、規則第 51 条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないものその他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとし、同項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法であって補正することができないものであるときは、これを却下するものとする。

なお、当該却下は、意見書提出者に対し、理由を付した書面を送付してするものとする。

オ 法第 32 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事が行う意見の聴取については、規則第 52 条の規定を準用するものとするほか、次によるものとする。

(ア) 規則第 52 条第 1 項の規定による議長の指名は、意見の聴取を行う日の前日までに指定書を交付して行うものとする。

(イ) 議長は、意見書提出者又はその代理人が正当な理由なく陳述を拒んだ場合又は陳述しない場合は、陳述するよう催告すること。

カ 法第 32 条第 3 項の通知書には、同項に規定された事項のほか、次の事項を記載するものとする。

(ア) 意見聴取会の開始時期

(イ) 意見書提出者が代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人 1 人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨

(ウ) 陳述の時間を制限する必要があるときは、各意見書提出者又はその代理人の陳述予定時間

(エ) 意見聴取会当日には当該通知書を持参すべき旨

キ 法第 32 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事が行う意見の聴取の期日等の公示は、都道府県公報に掲載してするとともに関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示して行うものとする。

(5) 指定の通知

ア 法第 33 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づく森林所有者等への保

安林の指定の通知（以下「指定通知」という。）に当たっては、あらかじめ当該指定に係る森林所有者が法第 30 条の 2 の規定による保安林予定森林の通知をした森林所有者と同一人であるかどうかを確認し、森林所有者に異動があった場合には新森林所有者を通知の相手方とするものとする。

イ 指定通知の内容が法第 30 条の 2 の規定による保安林予定森林の通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載すれば足りるものとする。

ウ 指定に係る森林が 1 筆の土地の一部である場合には、指定通知に当該部分を明示した図面を添付するものとする。ただし、森林所有者に異動があった場合を除き、当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には、この限りでない。

エ 都道府県知事は、民有林に係る法第 33 条第 1 項の通知を受けたとき又は法第 25 条の 2 の規定に基づき指定をしたときは、当該処分の内容その他必要な事項を当該保安林の所在地を管轄する市町村長及び登記所に通知するものとする。ただし、指定目的の変更のためにする指定又は兼種保安林の指定についてはこの限りでない。

オ 指定目的の変更のためにする指定及び兼種保安林の指定に係る指定通知については、(3) のケ及びコを準用するものとする。

第 2 保安林の解除

1 解除の理由

(1) 指定の理由の消滅

法第 26 条第 1 項又は法第 26 条の 2 第 1 項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとするものとする。

ア 受益の対象が消滅したとき。

イ 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき。

ウ 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき。

エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき。

(2) 公益上の理由

法第 26 条第 2 項又は法第 26 条の 2 第 2 項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。

ア 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの

- イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表 4 に掲げる事業に該当するもの
- ウ ア又はイに準ずるもの

(3) 転用を目的とする解除

(1) 又は(2)を理由とする解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とする解除（以下「転用解除」という。）については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう指導するものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ア) 級地区分

別表 5 の第 1 級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第 2 級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合に限り、転用解除を行うものとする。

(イ) 用地事情

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができない、又は著しく困難であること。

ただし、都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの（以下「製造場整備事業」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものについては、これを適用しないものとする。この場合において、都道府県知事は、保安林の指定を解除したときは、製造場整備事業の区域（以下「整備事業区域」という。）内において残置し、又は造成した森林を保安林に指定するものとし、法第 25 条第 1 項の規定に基づく保安林の指定が必要なときには、法第 27 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣に申請するものとする。

- a 製造場整備事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。

- b 製造場整備事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること。
- c 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。
- d 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること。
- e 既存事業の区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- f 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
- g 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の35%以上確保されるものであること。

(ウ) 面積

転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- a 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- b 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最低限度のものであること。

(エ) 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を実施することが確実であること。

- a 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- b 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- c 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- d b及びcの土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

e 事業者が当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができるものと認められるものであること。

(カ) その他の満たすべき基準

a 転用に当たっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられることについて、2の(5)のアの規定による都道府県知事の確認があること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

b aの代替施設の設置等については、別紙に示す基準に適合するものであること。

c bのほか、事業等に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、別紙に示す基準に適合するものであること。

d 転用に係る保安林の面積が、5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合(転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。)であって、水資源の涵養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(ア) 級地区分

別表5の第1級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来しないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第2級地については、アの(ア)を準用するものとする。

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

(エ) 実現の確実性

アの(エ)を準用するものとする。

(オ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(ア) 級地区分

①の(ア)を準用するものとする。

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

(エ) 実現の確実性

アの(エ)を準用するものとする。

(オ) 利害関係者の意見

アの(オ)を準用するものとする。

(カ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

ウ その他留意事項

(ア) 事業区域について

事業区域は、転用解除に直接的に関連する森林、緑地その他の土地であって、当該転用解除に当たっての残置森林等の割合、配置等の基準の適用及び代替施設の設置等の確認を行う対象区域であり、事業終了後も事業者に対し残置森林等の適正な保全、必要な森林施業の実施等善良な維持管理を義務付けるものであることから、事業者がそれらの土地の全てについて所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得している、又はその権利の取得若しくは当該土地の所有者等から使用の同意を得ることができる区域である。

(イ) 残置森林等の適正な管理等について

事業区域内の残置森林及び造成森林は、その目的等からして将来にわたって厳正に保全・管理し、機能の維持増進を図るべきものであることから、地域森林計画の対象とすることを原則とし、事業者に対し市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するとともに、必要に応じ保安林の指定を進めるものとする。

(ウ) 代替保安林等の指定について

転用解除に伴う代替保安林等の指定は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来すことがないよう代替施設の設置と併せて措置する必要がある場合に指定されるものであり、この取扱いについては、次によるものとする。

- a 水源かん養保安林の転用解除に係る代替保安林の指定は、受益の対象及び保安林配備の状況、森林現況等に配慮して、同一の単位区域内の森林を対象として行うものとする。ただし、転用に係る保安林の面積が小さく、かつ貯水池又は導水路の設置等水の確保の措置が適切に講じられる場合には、この限りでない。
 - b 生活環境の保全・形成等の目的で指定された保健保安林の転用解除に係る代替保安林の指定は、周辺の土地利用及び保安林配備の状況、当該森林の現況等に配慮して、原則として受益の対象がおおむね同一の区域の森林を対象として行うものとする。
 - c a 及び b 以外であって、大規模な森林の開発転用に際して生活環境の保全・形成等の機能を確保するため必要があると認められる場合には、当該事業区域の周辺部等に保健保安林等が適切に配備されるよう努めるものとする。
- (エ) 利害関係者の同意等の的確な把握について
- 転用解除は、実現の確実性及び利害関係者の意見がより重要となるものであることから、転用解除の申請があった場合には、用地の取得状況、許認可等の見通し、事業者の信用、資力等事業実施の確実性について厳正に審査するとともに、直接の利害関係者等の同意の有無、地域住民の動向等を的確に把握の上、解除申請書の進達等を行うものとする。

2 解除の手続

(1) 申請書の受理

- ア 法第 27 条第 1 項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者は、第 1 の 3 の(1)のアを準用するものとする。
- イ 規則第 48 条第 1 項第 1 号の森林の位置図及び区域図は、原則として実測図とするものとする。ただし、転用を目的とするものでない場合には、森林計画図の写しとすることができるものとする。
- ウ 規則第 48 条第 1 項第 2 号に規定する申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、アに基づき第 1 の 3 の(1)のウの(ア)及び(イ)の書類により判断するものとする。
- エ 規則第 48 条第 2 項各号に掲げる書類は、次によるものとする。
 - (ア) 第 1 号の計画書は、次の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とする。
 - a 転用の目的に係る事業又は施設の名称
 - b 事業者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）

- c 事業等の用に供するため当該保安林を選定した事由
- d 事業者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況
- e 事業等に要する資金の総額及びその調達方法
- f 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
- g 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在
- h その他参考となる事項

(イ) 第2号の計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とする。

なお、申請者が、転用に伴って当該保安林の機能が失われないとして当該計画書を添付しない場合において、審査の結果当該計画書を添付する必要があると認めるときは、遅滞なくその提出を求めて補正させるものとする。

- a 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
- b 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
- c 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
- d 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在
- e その他参考となる事項

(ウ) 第3号については、次によるものとする。

a 「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」に係る申請の状況を記載した書類については、次によるものとする。

- ① 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類
- ② 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

b 「処分があったことを証する書類」については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の写しとすること。

c 許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含むこと。

(エ) 第4号の法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在地並びに法人番号）を記載した書類又はその写しとする。また、類するものは公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

(オ) 第5号の「資力及び信用があることを証する書類」については、次によるものとする。ただし、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。

- a 資金計画書（(ア)及び(イ)の計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。）
- b 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
- c 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
- d 納税証明書
- e 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。）
- f 融資決定が転用解除後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。
 - (a) 代替施設の設置等の先行実施を徹底させる観点から、代替施設の設置等に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。
 - (b) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出させる。
- g その他参考となる資料

(カ) 第6号の「都道府県知事が必要と認める書類」については、地域の実情に応じて、都道府県が求める書類とする。

オ 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号。以下「様式告示」という。）12の注意事項4の「事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類」については、次によるものとする。ただし、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により事業等を実施するために必要な能力を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。

(ア) 建設業法許可書（土木工事業）

(イ) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定め、その期間内の経歴とすることができる。）

(ウ) 預金残高証明書

(エ) 納税証明書

(オ) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）

(カ) 規則第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、

一定の期間を定め、その期間内の実績とすることができる。)

(キ) 申請時点で施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させる等の方法により確認するものとする。

(ク) その他参考となる資料

カ 転用解除に当たって、1の(3)の要件を備えているか否かについては、次に掲げる書類を事業者へ提出させる等の方法により確認するものとする。

なお、当該確認のほか、併せて(2)の調査等について十分に実施した上で、判断するものとする。

(ア) 級地区分

a 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地等の有無については、治山施設台帳等を確認すること。

b 傾斜度については、転用に係る区域の傾斜度を測定した図面等により確認すること。

c 地形、地質等からして崩壊しやすいものについては、転用に係る区域の過去の災害履歴等を確認すること。

d 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたものについては、過去の転用解除に係る書類により確認すること。

e その他図面等により確認すること。

(イ) 用地事情

a 事業等による土地利用について具体的に示されている公的土地利用計画により確認すること。

b 事業等による土地利用について公的土地利用計画に記載されているものの、その記載が具体的ではない場合は、当該計画と併せて、事業等が当該計画に適合することを当該計画の策定者が認める書類により確認すること。

c 事業等の実施が、その土地以外に他に適地を求めることができないことを、a及びbの公的土地利用計画のほか、エの(ア)の計画書により確認すること。

d 製造場整備事業に係る要件については、a及びbのほか、エの(ア)の計画書により確認すること。

(ウ) 面積

エの(ア)の計画書により確認するものとし、事業等が他の法令や技術基準等に基づく必要がある場合には、当該法令等も併せて確認すること。

(エ) 実現の確実性

a 事業等に関する計画の内容については、エの(ア)の計画書により確認すること。

- b 事業者が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であることについては、森林の土地の登記事項証明書や所有権、地上権、賃借権その他の権利を証する書類等により確認すること。
- c 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であることの確認については、bを準用すること。
- d b及びcの土地の利用又は事業等に関する許認可等については、エの(ウ)の書類により確認すること。
- e 事業者が当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることについては、エの(オ)及びオの書類により確認すること。

(オ) 利害関係者の意見

- a 転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認すること。

なお、転用解除に利害関係を有する市町村が2以上にわたる場合は、それぞれの市町村の長の同意を得ている、又は得ることができると認められることを上記の書類により確認すること。

- b 転用解除に直接の利害関係を有する者の同意については、原則として、その全ての者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認すること。ただし、当該者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等においては、事業等に係る説明会を開催した上で、当該地区を代表する者等からの同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認することもできる。

なお、意見を聴取する直接利害関係者については、その範囲を示す図面等を事業者に提出させることにより確認すること。

キ 都道府県知事は、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちに補正を求め、補正することができないものであるときは、当該申請者に対し、理由を付した書面を送付して、却下するものとする。

ク 都道府県知事が申請をする場合には、申請書の指定の解除の理由欄に別に定める法第27条第3項の保安林解除意見書の様式に定める事項に準ずる事項を記載するものとする。

(2) 解除に係る調査等

都道府県知事が行う保安林の解除に係る調査等については、第1の3の(2)を準用するものとする。

(3) 解除予定保安林の告示等

解除予定保安林の告示等については、第1の3の(3)(ウ、カ、ケ及びコを除く。)を

準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

(4) 意見の聴取

- ア 意見書を提出しようとする者が、当該意見書の提出に係る保安林の解除に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、第1の3の(4)のアを準用するものとする。
- イ アのほか、意見の聴取については、第1の3の(4)（アを除く。）を準用するものとする。

(5) 代替施設の設置等の確認に関する措置

ア 確認

(ア) 都道府県知事は、転用に係る解除予定保安林について、法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、1の(3)のアの(カ)の代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを都道府県知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

- a 主要な代替施設（法第26条第1項に規定する保安林にあつては林野庁長官に、法第26条の2第1項に規定する民有林である保安林にあつては都道府県知事に事前に協議した代替施設のうち、その主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調節施設等のことをいう。以下同じ。）の設置が完了していること。
- b 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。
- c 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。
- d 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺の環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、都道府県知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。
- e 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域において保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更される場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、法第29条又は法第30条の2第1項に基づき改めて通知又は告示を行う

などの手続を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

(イ) (ア)の確認は、次のものについて行うものとする。

a 法第 26 条第 1 項及び法第 26 条の 2 第 1 項の規定による解除

b 法第 26 条第 2 項及び法第 26 条の 2 第 2 項の規定による解除であつて、令第 2 条の 3 に規定する規模を超え、かつ、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当しないもの

イ 確認報告

法第 26 条の 2 により規定されている保安林以外のものについては、都道府県知事は、ア(ア)の確認を了した場合には、速やかに別記様式により林野庁長官に報告するものとする。

ウ 確認に当たっての留意事項

都道府県知事は、代替施設の設置等の確認に当たって、単に、当該保安林種ごとの指定目的に係る機能の代替施設だけでなく、防災施設、造成森林等の設置状況を確認するとともに、これらの代替施設以外にも、事業等に係る転用に伴う土砂の流出又は崩壊その他災害の防止、周辺の環境保全等の観点から措置すべき事項についても厳正に確認を行うものとする。

(6) 解除の告示等

ア 法第 33 条第 1 項の規定に基づく解除の告示は、(5)のアの確認を了した後に行うものとする。

イ 法第 33 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定の解除の通知（以下「解除通知」という。）については、第 1 の 3 の(5)（エ及びオを除く。）を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは「解除通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

(7) その他留意事項

ア 事業者に対する指導等

転用解除に係る事務については、保安林の指定の解除に係る事務手続について（令和 3 年 6 月 30 日付け 3 林整治第 478 号林野庁長官通知）に基づき事前相談を適正に行うとともに、許認可等を必要とする場合又は環境影響評価法若しくは地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、当該許認可等を所管する行政庁と相互に緊密な連絡調整を図るものとする。

イ 都道府県森林審議会への諮問

(ア) 都道府県知事は、法第 27 条第 3 項の規定による意見書の提出に当たって、都道府県森林審議会の意見を聴取し、その結果に基づき適否を明らかにした上、意見書を

提出するものとする。

ただし、転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの及び転用に係る面積が1ヘクタール未満のものについては、当該転用の目的、態様等からみて、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除き、あらかじめ都道府県森林審議会の意見を聴いて基本方針を定めておき、法第27条第3項の規定による申請書を進達する際に当該方針に照らし適否を判断の上、意見書を提出することができるものとする。

(イ) 都道府県知事は、法第26条の2により規定されている転用解除について、解除に当たって都道府県森林審議会に対し(ア)に準じて諮問を行い、その結果を参酌の上、解除の適否を判断するものとする。

ウ 事業実施期間が長期にわたる転用解除に係る事務

(ア) 保安林解除の予定通知

次に掲げる要件を全て満たすものについては、事業の全体計画に係る転用区域の全部又は一部について一括して法第29条の通知を行うことができるものとする。

- a 保安林の解除が、法第26条第2項に規定する「公益上の理由」によるもの又は当該事業が規則第5条に規定するものであること。
- b 事業者が、法第10条の2第1項第1号に規定するものであること。

(イ) 作業許可及び確定告示の取扱い

(ア)による解除予定保安林についての法第34条第2項の許可（以下「作業許可」という。）及び法第33条第1項の告示等（以下「確定告示等」という。）については、次により取り扱うものとする。

- a 代替施設の設置等のための作業許可の申請は、期別実施計画に従い予算措置等の見通しが得られた区域から計画的に行うよう事業者に指示するものとする。
- b 確定告示等については、代替施設の設置や地番の分筆の措置状況等を踏まえ、まとまりのある区域ごとに逐次行うこととする。

3 解除予定保安林における作業許可等の取扱い

解除予定保安林において法第30条又は法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に行う代替施設の設置等につき、確認を必要とする場合の作業許可等の取扱いに当たっては、次によるものとする。

(1) 作業許可等を行う場合の取扱い

ア 作業許可の取扱い方法

(ア) 作業許可申請書が提出された場合には次に掲げる順序に従い、許可手続を進めるものとする。

ただし、解除予定保安林の区域が小規模である等の理由により、a から c までに掲げる行為（b に掲げる行為を必要としない場合にあつては、a 及び c に掲げる行為）を同時に許可せざるを得ない場合であつてそれぞれの行為が終わった時点で次の工事に着手することを条件として許可するときは、この限りでない。

- a 代替施設の設置等のために必要な起工測量等（解除予定保安林の区域の測量及び当該区域の縦横断測量、当該測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等）のための土地の形質の変更等の行為
- b 事業計画書に基づき実施する工事に先行して代替施設（貯砂えん堤、沈砂池、調整池、流末排水施設等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為
- c 事業計画書に基づき実施する工事と併せて代替施設（切盛法面の保護、土留施設、排水路等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

(イ) (ア)の b の許可は、ウの(イ)の a による審査を了しているか否かを確認した後に、(ア)の c の許可は、ウの(イ)の b による審査を了しているか否かを確認した後に行うものとする。

(ウ) (ア)の a から c までの代替施設の設置等については、それぞれの許可期間満了後現地確認を行うものとする。

ただし、当該期間満了前に行為が終了したものについて、届出があつた場合は、その時点で確認を行うものとする。

イ 作業許可申請に当たつての事前指導

作業許可の申請に先立ちあらかじめ、次の事項について当該申請者を指導するものとする。

(ア) 立木の伐採については、規則第 60 条第 1 項第 5 号の規定により、同条第 2 項の立木伐採届出書を伐採しようとする日の 2 週間前までに必ず提出させること。

(イ) 原則としてアの(ア)の a から c までに掲げる順序に従い、作業許可申請をさせること。

(ウ) 代替施設の設置等に係る工事の工程を変更する必要が認められるときは、それぞれの作業許可申請書に変更工程表及び変更理由書を添付させること。

(エ) 作業許可の内容（作業許可に付する条件を含む。）に違反したときは、法第 38 条第 2 項の規定による復旧命令等厳正な取扱いをすること。

(オ) 解除予定保安林において、転用目的以外の用に供し、若しくは供しようとすることが明らかとなった場合又は作業許可の期間内に、代替施設の設置等が適正に行われ、若しくは行われる見込みがない場合には、当該解除予定保安林につき解除を行わないことがあること。

ウ 作業許可申請書の審査

(ア) 作業許可、許可申請及び附属図面に記載された内容が次の事項に適合するか否か

につき審査の上行うものとする。

- a 許認可等を必要とするものについて、当該許認可等があったことを証する書類が添付されていること。(法第 29 条の予定通知までに許認可等があったことを証する書類の提出があったものを除く。)
- b 原則としてアの(ア)の a から c までに掲げる順序に従って許可申請されており、かつ、解除予定保安林の所在場所(又は区域)と一致していること。
- c 代替施設の設置等に係る事業計画の内容と適合していること。
- d 規則第 60 条第 1 項第 5 号の規定による同条第 2 項の届出に係る区域と一致していること。

(イ) アの(ア)の b 又は c に係る作業許可申請書については、次の事項を確認するものとする。

- a アの(ア)の b に係る作業許可申請書が提出された場合にあっては、実地調査等により、アの(ア)の a による起工測量等が終了しているか否かを確認すること。
- b アの(ア)の c に係る作業許可申請書が提出された場合にあっては、実地調査等により、アの(ア)の a の起工測量及び b の代替施設の設置が完了しているか否かを確認すること。

なお、アの(ア)の b の代替施設を設置する区域が解除予定保安林の区域外である場合においても、同様とする。

(2) 代替施設の設置等について変更を要する場合の措置

代替施設の設置等について、変更を要することとなった場合には、次により取り扱うものとする。

- ア 代替施設の位置、工種、規模及び数量等の変更は、当初計画(解除予定保安林の代替施設計画)と比較し、代替機能が下回らないよう措置するものとする。
- イ 代替施設の設置等に係る事業計画の内容が軽微な変更(法第 29 条の規定による予定通知の変更が伴わない内容の変更)である場合は、林野庁に協議し、指示を待って措置するものとする。
- ウ 代替施設の設置等に係る事業計画の内容の変更であって、当該内容を著しく変更し、又は解除予定保安林の変更(法第 29 条の予定通知の変更)を伴うものは認めないものとする。

ただし、当該変更が区域の変更であって、変更しなければ事業目的が達成できないと認められるものについては、あらかじめ、法第 29 条の規定による予定通知の変更手続を行う前に林野庁に協議し、指示を待って措置するものとする。
- エ 代替施設の設置等につき確認報告を要するものについてアによる代替施設の変更を行った場合には、確認報告書に変更理由及び当初計画と変更計画の対比表並びに変更した関係書面等を添付するものとする。

(3) その他

ア 作業許可申請書の様式及び記載方法

作業許可申請の手続を行うに当たっては、規則第 61 条の申請書の様式及び記載方法によるもののほか、(1)のアの(ア)の a から c までに掲げる順序に従って次のように記載するよう申請者を指導するものとする。

(ア) 作業許可申請書の所在場所欄は、保安林が 2 筆以上ある場合にあつては、1 筆の代表地番を記載し、その他の場合にあつては大字、字、地番について「ほか○○」と記載するほか、「明細は別紙調書及び添付図面のとおり」と併記すること。

(イ) 行為の方法欄は、「別紙調書のとおり」と記載すること。

(ウ) 行為の期間欄は、原則として(1)のアの(ア)の a から c までに掲げる順序に従って記載すること。

(エ) 作業許可申請書に添付する図面は、解除申請書の事業計画（平面図）に様式告示 12 の解除図面の作成に必要な記号を用いて地番界等を明示するとともに、当該申請区域を色別すること。

(オ) (ア)及び(イ)の調書の様式は、次によること。

申請の目的	字名及び地番	許可申請面積	行為の種類内容等	備考
(記 載 要 領)				
ゴルフ場の造成	字甲－1		起工測量、丁張り、杭打ち	No. 1 コンクリートえん堤の起工測量
	字乙－2			No. 2 〃
	字丙－3			No. 1 コースの起工測量 No. 2 コースの起工測量

イ 代替施設の設置等に伴い一時的に使用する附帯施設等（使用後は森林に復旧する施設）の作業許可については、(1)に準じて取り扱うよう指導すること。

4 同意の基準等

法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく保安林の解除の協議に係る農林水産大臣の同意の基準及び当該協議における添付書類は、次によるものとする。

なお、当該基準は地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定によるものである。

(1) 解除の理由

解除の理由については、第 2 の 1 の(1)から(3)までを準用するものとする。

(2) 添付書類

都道府県知事は、法第 30 条の 2 の告示をする前に、別表 6 の書類により農林水産大臣に協議するものとする。

ただし、「地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整治第 2925 号林野庁長官通知）第 3 の規定を準用して事務処理を進める場合にあっては、別表 7 の書類によることができるものとする。

第 3 指定施業要件の変更

1 指定施業要件の変更を行う場合

(1) 災害の発生等に伴い保安林に係る指定施業要件を変更しなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合又は植栽に係る指定施業要件が定められていない保安林において植栽が行われた場合には、法第 33 条の 2 第 2 項の指定施業要件を変更すべき旨の申請がなくても、同条第 1 項の規定に基づく指定施業要件の変更を遅滞なく行うものとする。

(2) 都道府県知事は、森林所有者から規則第 72 条第 1 号の規定による認定を求められた場合において、当該保安林について現に指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種が当該伐採跡地の的確な更新を図る上で実情に即しないと認められるときであって、法第 33 条の 2 第 1 項の規定により当該指定施業要件を変更することにより植栽が可能となり、かつ当該変更をする時間的な余裕があるときは、当該保安林が国有林（国有林野、国庫帰属森林及び官行造林地を除く。）又は法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するための民有林の保安林（同項に規定する重要流域内に存するものに限る。）である場合は、農林水産大臣に対し指定施業要件の変更の申請を行わせるものとし、当該保安林が同項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するために指定された民有林の保安林（同項に規定する重要流域内に存するものを除く。）又は同項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するために指定された民有林の保安林である場合は、職権により指定施業要件の変更の手続を行うものとする。現地の状況に著しい変化が生じたため植栽が不可能となった場合又は指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合は、規則第 72 条第 1 号の規程による認定を行うものとし、指定施業要件の変更をすべきものについてはその後遅滞なく同様の手続を行うものとする。

(3) 指定施業要件として植栽が定められている保安林については、作業許可又は規則第 63 条第 1 項第 5 号の協議（以下「作業協議」という。）の同意を伴う場合であって保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該指定施業要件を変更し、当該許可又は当該同意の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない旨を当該指定施業要件とすることができるものとする。

2 指定施業要件の変更の手續

(1) 申請書の受理

ア 法第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定施業要件の変更に係る申請書の受理については、第 1 の 3 の (1) を準用するものとする。

イ 都道府県知事が申請をする場合には、申請書の変更希望内容及びその理由欄に別に定める法第 33 条の 3 において準用する法第 27 条第 3 項の保安林指定施業要件変更意見書の様式に定める事項に準ずる事項を記載するものとする。

(2) 指定施業要件の変更に係る調査等

都道府県知事が行う保安林の指定施業要件の変更に係る調査等については、第 1 の 3 の (2) を準用するものとする。

(3) 指定施業要件変更予定保安林の告示等

法第 33 条の 3 において準用する第 30 条の 2 の規定に基づく指定施業要件変更予定保安林の告示等については、第 1 の 3 の (3) (カ、ケ及びコを除く。) を準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは、「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

(4) 意見の聴取

法第 33 条の 3 において準用する第 32 条の規定に基づく意見の聴取については、第 1 の 3 の (4) を準用するものとする。

(5) 指定施業要件の変更の通知

法第 33 条の 3 において準用する第 33 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定施業要件の変更の通知（以下「指定施業要件変更通知」という。）については、第 1 の 3 の (5) を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは、「指定施業要件変更通知」と、「保安林予定森林」とあるのは、「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

3 その他留意事項

保安林又は保安施設地区の指定後に択伐又は皆伐が行われている森林について指定施業要件を変更する場合には、規則第 56 条第 3 項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての令別表第 2 の第 2 号 (一) 二の択伐率を定めることを要しないものとする。

第 4 立木伐採許可及び届出

1 皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢

令別表第 2 の第 2 号 (一) イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の

単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u …………… 平均年齢

u_1 、 u_2 、 u_3 …… 各樹種の標準伐期齢

a 、 b 、 c …… 各樹種の期待専有面積歩合

2 協議に係る皆伐面積の取扱い

令第4条の2第4項及び第1の2の(2)のイの規定による皆伐面積の限度の算出に当たっては、規則第60条第1項第10号の規定による協議（同項第5号から第9号までに該当する立木の伐採についての協議を除く。以下「立木伐採協議」という。）に係る皆伐面積は、立木伐採許可をした面積とみなすものとする。

3 皆伐面積の限度の公表

(1) 令第4条の2第3項の規定による公表は、都道府県公報又はインターネットを利用した方法により掲載してするものとし、同一の単位とされる保安林等ごとに皆伐面積の限度を明示するものとする。この場合においては、伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、別表1により指定されたものについての皆伐面積の限度に合算して定めるものとする。

(2) 同一の単位とされる保安林等については、当該保安林等に流域又は行政単位等（市郡、町村、大字、字）の名称を冠して表示するものとする。

4 許可申請又は協議の適否の判定

(1) 令別表第2の第1号（一）ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅の帯状に選定してする伐採（当該伐採区域内に当該伐採によって帯状に生ずる無立木地の配置及びその間隔が、おおむね均等であり、それぞれの無立木地の幅が10メートル未満であるような伐採をいう。）

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの

(2) 令別表第2の第1号（二）イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とするものとする。

(3) 令別表第2の第2号（一）ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについて

ての距離をいう。)が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートル以上にわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2の第2号(一)ロの規定は適用されないものとする。

- (4) 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。

なお、規則第60条第1項第10号による伐採であって、同項第1号から第9号までに相当する伐採についても同様とする。

- (5) 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。

- (6) 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率(年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率)に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

なお、「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が不明である場合」とは、原則として、次のいずれかの場合に限られる。

ア 前回の択伐が平成14年3月31日以前であって、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

イ 前回の伐採が択伐ではないために、8の(6)が適用されず、伐採を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

- (7) 同一の伐採年度内において、間伐を行った後に択伐による立木伐採許可申請がされた場合には、令別表第2の第2号(二)並びに規則第56条第1項及び第2項の規定を踏まえるほか、特に当該申請に係る伐採が適切な森林施業であるかどうかを十分に審査の上、当該保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するために必要な指導等を行うものとする。

なお、当該指導等を行った上で許可が必要とされるときには、法第34条第6項及び第7項の規定を踏まえ、「当該森林の立木の材積が、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に相当する材積以上に回復した後に伐採を行うこと。」等、当該保安林の指定の目的を達成するために必要な条件を付して許可するものとする。

- (8) 規則付録第8の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該

森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢(当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第4の1の式によって算出して得た平均年齢)に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

- (9) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の私有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。
- (10) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。
- (11) 許可又は協議に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さない認められるときに限り許可又は同意をするものとする。ただし、許可又は同意に条件を付することによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

5 許可申請等の処理

- (1) 規則第59条第1項各号に掲げる申請書に添付する書類については、次によるものとする。
 - ア 第1号の「森林の位置図及び区域図」については、原則として保安林台帳の図面又は森林計画図の写しとする。
 - イ 第2号については、第2の2の(1)のエの(エ)を準用する。
 - ウ 第3号については、第2の2の(1)のエの(ウ)を準用する。
 - エ 第4号の森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類とする。
 - オ 第5号については、第1の3の(1)のウの(イ)を準用する。
 - カ 第6号の「許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、申請の対象となる保安林の伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類とする。
 - キ 第7号の「都道府県知事が必要と認める書類」については、地域の実情に応じて、都道府県知事が求める書類とする。
- (2) 規則第59条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。
 - ア 第1号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線状に伐採を行う

場合又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにしたときとする。

イ 第2号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。

ウ 第3号の「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にを行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時まで隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。

ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合(規則第59条第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。)は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。

(3) 様式告示14の注意事項7の(1)において、備考欄には「皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」を記載することとされているが、当該伐採跡地に残存し、次のいずれかに該当する残存木の占有面積については、的確な更新が認められる面積に相当することから、記載を要しないものとする。

ア 標準伐期齢以上の樹齢にある立木

イ 標準伐期齢未満の樹齢にある立木のうち、当該森林について指定施業要件として定められた樹種であって、植栽する苗の満1年以上に相当する大きさと同等以上の大きさであり、かつ、当該樹種の標準伐期齢に達する時点で植栽によるものと同様に成長することが期待できるもの

なお、この場合の「残存木の占有面積」については、原則として、当該残存木の現に占有する面積とするが、当該残存木の現に占有する面積が当該樹種の平均占有面積(1ヘクタールを、指定施業要件として定められた当該樹種についての1ヘクタール当たりの植栽本数で除して得られる面積。以下同じ。)に満たない場合にあっては、当該平均占有面積を当該残存木の占有面積とし、複数の残存木の占有する区域が重なっている場合にあっては、その重複分を差し引いた占有面積とするものとする。

(4) 立木伐採許可申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

- (5) 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、当該不許可の理由を付するものとする。
- (6) 立木の伐採について許認可等を必要とする場合（当該保安林が国有林野及び国庫帰属森林であって管理処分申請がなされている場合を除く。）であって、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し立木伐採許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りでない。
- (7) 都道府県知事は、保安林における立木伐採許可又は択伐若しくは間伐の届出の受理に当たり、その状況を明らかにするため、伐採年度毎に、立木に係る伐採整理簿（様式は別に定める。）を調整するものとする。

6 許可の条件

立木の伐採について付する許可の条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他の公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊するおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、4の(11)のただし書に該当する場合にあつては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあつては、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

7 縮減

- (1) 皆伐による立木伐採許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。
- (2) 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させる

こと。

イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

8 届出の処理

- (1) 規則第68条第2項各号に掲げる保安林の択伐及び間伐の届出書に添付する書類については、5の(1)を、同条第3項各号の同条第2項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、5の(2)を準用するものとする。
- (2) 様式告示18の注意事項5の(1)については、5の(3)を準用するものとする。
- (3) 法第34条の2及び第34条の3の届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その内容を検討することとし、提出された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるときは、その旨を当該届出者に通知するものとする。また、提出された届出書に記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合していないと認められるときは、当該届出者に対し、当該届出者に記載された計画の変更を命じるものとする。
- (4) 法第34条第8項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。
- (5) 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされていない場合には、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。
- (6) 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

9 立木伐採許可を要しない場合

- (1) 規則第60条第1項第1号及び第5号から第10号までに掲げる立木伐採許可を要しない場合については、次によるものとする。
 - ア 第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。
 - イ 第5号については、次によるものとする。
 - (ア) 当該保安林の機能に代替する機能を有する施設の解釈は、第2の1の(3)のアの

(カ)の a と同様であること。

(イ) 伐採できる立木は、当該施設の設置又は改良に直接供される土地及び当該施設の設置又は改良に係る工事の実施上必要な材料の採取、集積、運搬その他附帯工事に係る土地に生育する立木であること。

ウ 第 6 号については、次によるものとする。

(ア) 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルス（以下「害虫等」という。）は、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条に規定する森林病虫害等をも含むものであること。

(イ) 指定は、都道府県公報に害虫等の種類を公示して行うこと。

(ウ) 都道府県知事は、森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号並びに森林病虫害等防除法施行令（平成 9 年政令第 87 号）第 1 条第 1 号及び第 9 号に掲げる森林病虫害等以外の害虫等を指定しようとするときは、あらかじめ害虫等の種類及び指定を必要とする事由を明らかにして林野庁長官に協議すること。これを変更しようとするときもまた同様とする。

(エ) 森林病虫害等防除法第 3 条又は第 5 条の規定による命令に基づく駆除措置として立木を伐採する場合は、法第 34 条第 1 項第 1 号に該当し本号の適用はないから注意すること。

エ 第 7 号の林産物の搬出その他森林施業に必要な設備は、木材集積場、防火線、区画線（林班界、小班界等の区画線をいう。）、林道（森林鉄道、索道、自動車道、車道、木馬道、牛馬道をいう。以下同じ。）、歩道、簡易索道、造林小屋又は製炭小屋その他これに類するものであること。

なお、これらの設備を設置するため保安林の指定を解除する必要がある場合は本号の届出をする前に解除の申請を行うよう指導し、また作業許可を受ける必要がある場合は本号の届出と同時に同項の申請を行うよう指導すること。

オ 第 8 号については、次によるものとする。

(ア) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査は、同法第 14 条第 1 項に規定する当該事業の準備のため行う測量若しくは実地調査又は当該事業により施設を設置するために行う測量若しくは実地調査であること。

(イ) 測量又は実地調査について土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得ることができないため、土地収用法第 14 条第 1 項の規定により市町村長又は都道府県知事の許可を受けて立木を伐採する場合は、第 2 号に該当し本号を適用する余地はないから注意すること。

また、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 136 条、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 62 条、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 61 条その他法

令又はこれに基づく処分により、測量又は実地調査のためにする立木の伐採についても同様であること。

(ウ) 測量又は実地調査を行うため作業許可を受ける必要がある場合は、本号の届出と同時に許可の申請を行うよう指導すること。

カ 第9号については、次によるものとする。

(ア) 「道路」は、林道、農道その他の一般交通の用に供する道路も含み、「鉄道」は、索道を含むものであること。

(イ) 「その他これらに準ずる設備」は、土地収用法第3条各号に掲げるもの及び法令により土地を収用し、若しくは使用できるとされている事業により設置された施設並びにこれらに類するもので建築物以外のものであること。

(ウ) 「その他の建築物」は、工場、病院、集会場、旅館その他これに類するものであること。

(エ) 「著しく被害を与え」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えている状態をいい、「与えるおそれがあり」とは、放置すれば立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えることが確実と見込まれる場合をいい、「用途を著しく妨げている」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物の機能又は効用に著しい支障を及ぼしている場合をいうものであること。

(オ) 電気通信事業法第136条、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第168条、電気事業法第61条その他法令又はこれに基づく処分による施設の保守のためにする立木の伐採は、第2号に該当し本号を適用する余地はないから注意すること。

キ 第10号については、次によるものとする。

(ア) 立木伐採協議は、立木伐採許可申請書、保安林内択伐届出書又は保安林内間伐届出書に準ずる書面に当該伐採に係る区域を表示した図面を添付する書類によって応ずるものとする。ただし、当該書面については、都道府県知事と当該伐採に係る国有林を管理する国の機関が協議して定めたものをもって代えることができるものとする。

(イ) 立木伐採協議に応ずる期間は、令第4条の2第1項若しくは第2項又は規則第60条第2項若しくは規則第68条第1項に規定する日までとするものとする。

(ウ) 立木伐採協議に対する同意には、許可の場合に準じて留意事項を付するものとする。

(エ) 立木伐採協議があったときは、令第4条の2第5項に規定する期間内に決定するものとする。ただし、法第34条の2第1項又は第34条の3第1項（これらの規定を法第44条において準用する場合を含む。）に係る立木伐採協議があったときは、20日以内に決定するものとする。

(オ) 立木伐採協議に対する同意又は不同意の通知は、書面により行うものとし、不同意の場合は当該不同意の理由を付するものとする。

(2) 立木伐採許可を要しない場合の届出の処理については、次によるものとする。

ア 法第 34 条第 9 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

イ 規則第 60 条第 3 項各号に掲げる届出書に添付する書類については、第 4 の 5 の (1) を、同条第 4 項各号の同条第 3 項第 6 号に掲げる書類を省略することができる場合については、第 4 の 5 の (2) を準用するものとする。ただし、第 7 号の届出のうち、法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林経営計画の期間内の伐採を一括して届け出る場合の届出書に添付する森林の位置図及び区域図は、当該森林経営計画の認定の申請の際に添付した図面の写しとすることもできる。

ウ 規則第 60 条第 3 項ただし書において、同条第 1 項第 5 号の規定による届出について、添付書類を要しないこととしているのは、同号が転用のための代替施設の設置等に当たって立木を伐採する場合であり、当該書類に準ずる書類について、転用解除申請時に提出されているからである。

エ 様式告示 15 の注意事項 2 の (1) については、5 の (3) を準用するものとする。

オ 規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの規定は、伐採許可制の特例措置として設けられたものであるから、届出に係る事実の認定は厳格に行い、拡大解釈等本旨を逸脱した運用は厳に避けるものとする。

カ 届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その結果適当と認めて受理したときは当該届出者に対し受理の通知をするものとする。特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。

なお、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、当該届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

キ 国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地に係る保安林（森林管理局、森林管理署若しくはその支署又は森林管理事務所が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）において立木の伐採をする者が森林管理局長、森林管理署長若しくは支署長又は森林管理事務所長以外の者である場合は、原則として規則第 60 条第 1 項第 10 号の協議によらず同項第 5 号から第 9 号までの規定による届出により取り扱うよう指導するものとする。

なお、この場合において、届出書には、当該保安林を直轄で管理経営する森林管理局長、森林管理署長若しくは支署長又は森林管理事務所長の当該立木の伐採についての承諾書（同意書）を添付させるよう指導するものとする。

ク 規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの届出及び同条同項第 5 号から第 9 号までに掲げる目的を達成するための立木の伐採についての協議に係る伐採面積は、令第 4 条の 2 第 4 項に規定された「法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可をした面積」には含まれないものとする。

第 5 作業許可

1 土地の形質を変更する行為

法第 34 条第 2 項の「土石若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

2 許可申請又は協議の適否の判定

(1) 許可申請又は協議に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可又は作業協議の同意をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第 30 条又は第 30 条の 2 の告示の日から 40 日を経過した後（法第 32 条第 1 項の意見書の提出があったときは、これについて同条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29 条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表 8 に掲げる場合は、この限りでない。

ア 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

イ 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合

ウ 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学的性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

エ 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場

合

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該伐採跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

(2) 作業許可申請に係る行為が別表8に適合するものであっても、周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合、立木の生育及び土壌の生成を阻害し、又は土壌の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合については、作業許可は行わないものとし、当該保安林の指定の目的、指定施業要件、現況等からみて保安機能の維持に支障を来すおそれがある次のような場合には、画一的に許可を行うことは適当ではなく、慎重に判断するものとする。

ア 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壌又は気象条件等により、変更行為が周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合

イ 風致保安林内での景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合

ウ 変更行為が立木の伐採を伴う場合において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合

エ 変更行為により、当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合

(3) 行為に係る区域は、許可後も引き続き保安林としての制限を受けるものであり、許可に当たっては、行為の期間内及び終了後にわたり適切な管理がなされるよう措置するものとする。

(4) 申請又は協議に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、立木伐採許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出若しくは立木伐採協議を要するときに、当該許可又は届出若しくは協議がなされていないときは、許可又は同意しないものとする。

3 許可申請等の処理

(1) 規則第61条第1項各号に掲げる申請書に添付する書類については、第4の5の(1)を、同条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類を省略することができる場合について

ては、第4の5の(2)を準用するものとする。

- (2) 様式告示16の注意事項4の図面は、原則として実測図とするものとする。(立竹の伐採に係るものを除く。)
- (3) 作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (4) 作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。
- (5) 作業許可申請に係る行為について許認可等を必要とする場合(当該保安林が国有林野及び国庫帰属森林であって管理処分申請がなされている場合を除く。)であって、当該許認可等がなされる前に作業許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し作業許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りでない。
- (6) 許可に当たっては、保安林として適正な林地の利用が確保されるよう次の事項に留意し、審査の徹底を図るものとする。

ア 行為の確実性

次の全ての事項に該当し、作業許可申請に係る行為が計画の内容どおり実施されることが確実であること。

(ア) 行為に関する計画の内容が具体的であること。

(イ) 申請者が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。

(ウ) 申請者に当該行為を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

イ 行為による影響

作業許可申請に係る行為により、当該保安林の保全対象が害されることのないこと。特に、施設の設置等に係る許可申請については、当該行為の内容について、事前に関係市町村長等へ説明するよう申請者に指導し、必要に応じて関係市町村長、都道府県森林審議会等の意見を聴取すること。

また、申請者が環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を実施している場合は、その結果を踏まえること。

ウ 行為の内容

施設の設置に係る許可申請については、所定の許可申請書に、具体的な行為の内容、

設置する施設の位置、規模、構造、工程等を明らかにした実施計画書、実施設計図、土量計算書その他必要な図書を明細として添付するよう当該申請者を指導し、行為内容を的確に把握すること。

ただし、申請者に過重な負担とならないよう、作業道等の申請頻度が高い施設については、構造等にあらかじめ標準的な添付図書の種類を定めておくとともに、必要に応じて追加図書を求める等の運用を行うことが望ましい。

なお、4の(1)に定めるところにより許可に際して条件として付された期間の終了前において、当該許可行為を継続して実施するために再度許可申請を行う場合にあつては、行為内容を的確に把握する上で支障がない限り、添付図書を省略させて差し支えない。

エ その他の手続

作業許可申請に係る行為が複数の都府県にわたる場合等許可の是非の判断が困難な場合には、当該申請の取扱いについて、あらかじめ林野庁と連絡調整すること。

4 許可の条件

作業許可について付する条件は、次によるものとする。

(1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

ア 2の(1)のただし書に該当しない行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用、家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあつては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 2の(1)の別表8に掲げる行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表8の1及び2にあつては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表8の3及び4にあつては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

(2) 行為終了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。

なお、当該行為が規則第 48 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定める。

(4) その他次の事項について、条件を付するものとする。

ア 事業の着手時及び完了時には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出ること。

イ 許可年月日、許可内容、期間、氏名等が明記された許可証等を現地に表示すること。

ウ 施設等を設置した場合は、適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は、災害復旧の責務を負うこと。

エ 都道府県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

オ 監督処分、許可の取消し等に該当する事項

カ その他申請者に徹底すべき事項

(5) 許可の条件として付した期間が経過したときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとする。

5 許可に伴う指定施業要件の取扱い

(1) 第 3 の 1 の (3) の取扱いに基づき指定施業要件の特例（以下「指定施業要件の特例」という。）を定めた保安林又は保安施設地区については、当該保安林又は保安施設地区についてなされた作業許可又は作業協議の同意（以下「許可等」という。）に際して条件として付された規則第 61 条の申請書又は 7 の (2) のイの (7) の規則第 61 条の申請書の様式に準ずる書面に記載されている期間（以下「申請期間」という。）の終期が、条件期間の終了する日以降の場合には、当該条件期間内に再度都道府県知事に対する当該許可等の申請又は協議がなくとも、都道府県知事は第 4 の 8 の (5) に準じて調査を行い、当該許可等に係る行為が当該許可等に基づきなされていることを確認した上で、3 又は 7 の (2) のイに準じた処理を行って差し支えないものとする。

なお、指定施業要件として植栽の期間が定められていない保安林又は保安施設地区及び別表 8 の区分 4 の (1) に掲げる行為に関する許可等に係る保安林又は保安施設地区であって、指定施業要件の特例が定められていないものについても同様である。

(2) 次に掲げる行為について許可等がなされた場合は、当該行為の目的、態様、規模等からして、指定施業要件として定められている植栽の期間（以下「植栽期間」という。）

内に行為が終了するものである、又は施設の使用若しくは行為の期間中であっても植栽期間内に植栽することが可能であることから、特に植栽期間内に植栽することが困難になると認められる場合を除き、原則として、指定施業要件の特例を定めるための指定施業要件の変更は要しないものとする。

ア 2の(1)のただし書に該当しない行為

イ 別表8の区分4に掲げる行為

ウ ア又はイ以外の行為であって、申請期間が植栽期間より短いもの

6 許可後の保安林の管理

- (1) 作業許可を行った場合には、必要に応じ現地の巡回、調査等を行い、許可に係る行為の実施状況等を把握するものとする。特に、施設の設置等が完了したときは、所要の調査を実施し、施行結果の確認を行うものとする。
- (2) 調査等の結果、行為の内容が申請の内容と異なる場合又は許可に付した条件に従っていない場合には、当該許可を受けた者に対し、当該行為を是正するよう指導を行い、是正されない場合には、復旧命令等適切な措置を講じるものとする。
- (3) 管理台帳等を調製し、許可に至る経緯、許可に係る土地の所在場所及び面積、行為の概要、行為の期間、現地指導等の特記事項、施設等の維持・管理の状況、その他必要な項目について整理するものとする。

7 作業許可を要しない場合

- (1) 法第34条第2項に例示される土地の形質を変更する行為については、次によるものとする。

ア 「立竹を伐採」とは、立竹を刈り取ることにより当該保安林を維持できないおそれのある行為であり、ササの刈払いは含まれない。

イ 「立木を損傷」とは、立木を損ない傷つけることにより立木の成育を阻害するおそれのある行為であり、次に例示する行為はこれに該当しない。

(ア) 樹幹の外樹皮の剥離（^{はくり ひわだ} 桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）

(イ) 生長錐等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等

(ウ) 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量的見通し確保のための枝の切除等）

(エ) 病害虫の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等

(オ) 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷

ウ 「家畜を放牧」とは、牛、馬、羊等を放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、家畜の通行及び一時的な繫留は含まれない。

エ 「下草、落葉若しくは落枝を採取」とは、下草、落葉若しくは落枝を選んで拾い取るにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為であり、表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為、キノコ及びタケノコの採取はこれに該当しない。

オ 「土石若しくは樹根の採掘」は、土や岩石を掘って、その中の土石若しくは樹根を取ることにより立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。

カ 「開墾その他の土地の形質を変更する行為」は、土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしない、又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、抗・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）は該当しない。

(2) 規則第 63 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の立竹の伐採等の許可を要しない場合は、次によるものとする。

ア 規則第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

イ 規則第 63 条第 1 項第 5 号については、次によるものとする。

(ア) 作業協議は、規則第 61 条の申請書の様式に準ずる書面に土地の形質を変更する行為に係る区域を表示した図面を添付する書類によって応ずるものとする。ただし、当該書面については、都道府県知事と当該伐採に係る国有林を管理する国の機関が協議して定めたものをもって代えることができるものとする。

(イ) 作業協議に対する同意には、許可の場合に準じて留意事項を付するものとする。

(ウ) 作業協議に対する同意又は不同意の通知は、書面により行うものとし、不同意の場合は当該不同意の理由を付するものとする。

第 6 植栽の義務

1 植栽本数等

(1) 規則第 57 条第 3 項の適用は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において、択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。

(2) 指定施業要件として定められている複数の樹種を植栽するときは、樹種ごとに、植栽

する1ヘクタール当たりの本数を規則第57条第2項の規定による植栽本数で除した値を求め、その総和が1以上となるような本数を植栽するものとする。

2 植栽の義務の履行の確認

(1) 都道府県知事は、指定施業要件として、植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後速やかに、指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われたかどうかを調査するものとする。特に、満1年未満の苗を植栽した場合にあっては、根元径及び苗長が明らかに規格を満たしていないなど不適当な苗が植栽されていないことを、目視等の方法により確認するものとする。

(2) 第4の8のエ又は9の(2)のカの届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、指定施業要件として定められた1ヘクタール当たりの植栽本数を当該面積に乗じて得られる本数の苗の植栽が行われたかどうかについて確認するものとする。

3 植栽の義務の免除又は猶予の認定

(1) 規則第72条第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は都道府県知事が必要があると認めた場合において、次のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

ア 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。

なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときはその変更されたところに従って植栽しなければならない旨を付して認定する。

イ 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり、又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をすることが著しく困難となった場合。

なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定する。

(2) 規則第72条第2号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。

ア 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合

イ 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

第7 監督処分

1 監督処分を行うべき場合

- (1) 法第38条第1項又は第2項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が立木伐採許可又は作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が立木伐採許可若しくは作業許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第34条第1項第7号若しくは第2項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により立木伐採許可若しくは作業許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。
- (2) 法第38条第1項又は第3項の造林命令は、立木の伐採が立木伐採許可を受けずに行われた場合のほか、立木の伐採が当該許可の内容若しくは当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第34条第1項第7号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合又は法第34条の2第1項の届出をせずに行われた場合であって、造林によらなければ当該伐採跡地につき確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地についての確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。
- (3) 法第38条第2項の復旧命令は、立竹の伐採その他の行為が、作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が当該許可の内容又は当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第34条第2項第4号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。
- (4) 法第38条第4項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

2 監督処分を行うべき時期

中止命令及び植栽命令にあつては違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令にあつては当該命令を行う必要があると認めるとき、それぞれ遅滞なく行うものとする。

3 監督処分の内容

(1) 造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合は、その定められたところによるものとする。

(2) 法第 38 条第 2 項に規定する期間は、原則として、命令をする時から 1 年を超えない範囲内で定めるものとする。

なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか、原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

(3) 法第 38 条第 4 項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了の日から 1 年を超えない範囲で定めるものとする。

4 監督処分の方法

法第 38 条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

なお、(4)には命令の内容の実施状況の報告をすべき事項及び保育その他当該保安林の維持管理上の注意すべき事項を含むものとする。

(1) 命令に係る保安林の所在場所

(2) 命令の内容

(3) 命令を行う理由

(4) その他必要な事項

第 8 標識の設置

1 標識の様式

(1) 保安林の標識に記載する保安林の名称は、第 1 の 1 の①から⑰までに掲げるとおりとする。

(2) 保安林の標識の色彩は、次のとおりとする。

ア 第 1 種標識の地は白色、文字は黒色

イ 第 2 種標識の標板の地は黄色、文字は黒色

ウ 第 3 種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は赤色

2 標識の設置の時期

法第 39 条第 1 項の規定による標識の設置は、保安林の指定について法第 33 条第 1 項の規定による告示がなされた日又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされた日以降遅滞なく行うものとする。

3 標識の設置地点

標識は、次のいずれかに該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すに必要な地点に設置するものとする。

- (1) 道路に隣接する地点
- (2) 広場、駐車場、野営場その他の集まる場所に隣接する地点
- (3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

4 標識の維持管理

都道府県知事は、設置した標識が損壊されないよう監視し、損壊等によりその効用が減じた場合には、修繕、再設置その他の所要の措置を講じ、また、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

第9 保安林台帳

1 調製の時期

法第 39 条の 2 第 1 項の規定による保安林台帳の調製は、保安林の指定について法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。以下 3 の (3) 及び (4) において同じ。）の規定による告示がなされたとき又は法第 47 条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときに遅滞なく行うものとする。

2 台帳の記載事項

- (1) 規則第 74 条第 3 項第 6 号のその他必要な事項には、申請者の氏名又は名称及び住所、指定の事由、指定手続の経過、治山事業等との関係、当該森林についての土地利用に関する他の法令による制限との関係並びに立木竹の伐採等、造林、治山事業等、損失補償、違反行為、監督処分、標識、特定保安林の指定及び当該指定の解除その他保安林の維持管理に関する事項を含むものとする。
- (2) 規則第 74 条第 4 項に規定する図面に記載する事項については、次によるものとする。
 - ア 第 3 号の保安林に係る指定施業要件の記載は、伐採種、伐採の方法に関する特例、1 箇所当たりの面積の限度及び植栽に関する事項をそれぞれの区域を明らかにして適当な色彩又は記号を用いて描示するものとする。
 - イ 第 5 号のその他必要な事項には、方位、縮尺、治山事業等に係る施設の位置、標識の位置及び道路、河川その他顕著な地物を含むものとする。

3 台帳の訂正

- (1) 保安林台帳の訂正に当たっては、土地登記簿の閲覧等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するものとする。
- (2) 記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。
- (3) 保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第 33 条第 1 項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。
- (4) 指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第 33 条の 3 において準用する法第 33 条第 1 項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

4 台帳の閲覧

法 39 条の 2 第 2 項の「保安林台帳の閲覧を求められたとき」については、対面により閲覧を求められたときのほか、インターネットや電子メール等を利用する方法により閲覧を求められたときを含むものとし、閲覧は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を利用する方法を含むものとする。

第 10 保安施設地区

1 指定

(1) 法第 41 条第 3 項の規定による申請は、保安施設事業を実施しようとする土地について、当該事業に係る計画及び予算の実施予定額が確定し、工種及び施行場所が明らかとなった後速やかに行うものとする。

ただし、当該申請に係る地区の隣接地（地続きではないが地形の状況から接続しているとみなされるものを含む。）で次年度以降の事業予定地のうち、事業計画及び設計が明らかで、おおむね確実に実施されると見込まれるものは、1 の地区に含め併せて申請できるものとする。

(2) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域又は同法第 4 条第 1 項のぼた山崩壊防止区域内における地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設で保安施設事業の施設と効用を兼ねると認められる施設を造成し、又は維持する必要があると認められる場合にも速やかに指定を行うものとする。

(3) 指定する土地については、次によるものとする。

ア 指定する土地は、保安施設事業として山腹工事、溪間工事等を施行する土地及び当該施行地の隣接地であってその効用を果たすために必要な土地とする。ただし、その土地を指定しなければ当該事業の実施に支障を来すと認められる場合には、当該事業の実施上必要な材料の採取地、集積地又は資材運搬道路敷地その他の附帯地を指定するものとする。

なお、効用を果たすために必要な土地とは、当該土地において立木竹の伐採、土地の形質変更などが行われた場合、保安施設事業の実施又は施設の維持が困難になると認められる区域で、例示すれば、山腹工事の施行地の周辺で工事の施行又は施設の維持に直接影響を及ぼす区域、溪間工事のえん堤の水たたき部分及び袖部の周辺、堆砂地等である。

イ 保安施設事業の実施のため一時的に必要とする材料の採取地、集積地又は資材運搬道路敷地その他の附帯地については、当該土地所有者等の協力を得て土地使用承諾書をとることとし、つとめて指定は行なわないものとする。

(4) 次に掲げる土地については、保安施設事業の実施につき当該土地の所有権その他の権

利を有する者の同意を得ることができないと認められる場合、当該事業が大規模でかつ長期にわたる場合、又は当該事業の実施に必要な区域の一部が当該土地以外の土地にかかる場合を除き、指定を省略して差し支えないものとする。

ア 保安林又は保安林予定森林（法第 25 条第 1 項第 8 号から第 11 号までに掲げる目的に係るものを除く。）

イ 「保安林整備管理事業実施要領の制定について」（昭和 53 年 8 月 22 日 53 林野治第 1883 号林野庁長官通知）第 2 の 1 に基づく指定に係る調査事務の対象森林

ウ 国有林野

(5) 指定区域の形状は、原則として多角形とするものとし、法第 41 条第 3 項の規定による申請に先立ち当該区域のそれぞれの辺の交点に標柱を設置するものとする。

(6) 保安施設地区に係る指定施業要件は、森林である土地及び森林の造成事業又は造成に必要な事業を実施する土地について定めるものとする。

なお、指定施業要件のうち立木の伐採の方法は、令別表第 2 の第 1 号(一)ハにより原則として禁伐とされるが、立木を伐採しても保安施設地区の指定の目的の達成に支障を来すおそれがないと認められる場合には、択伐とする、又は伐採種を定めないものとする。この場合における指定施業要件の内容は、当該保安施設地区の指定の目的を達成するための保安林に係る指定施業要件に準ずるものとする。

(7) 都道府県知事は、法第 41 条第 3 項の規定による申請をしようとする場合には、あらかじめ実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請書に、規則第 79 条の事業計画書のほか、次の書類を添付するものとする。この場合においては、申請に係る土地の所有者及び当該土地に関し、登記した権利を有する者の当該指定に関する意見を聴くものとする。

ア 指定調書

イ 指定調査地図

ウ 位置図

エ その他必要な書類

(8) (7)のエの書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

ア 申請に係る土地が国有林である場合にあつては、当該国有林を管理する国の機関の長（国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地にあつては管轄の森林管理局長）の意見

イ 当該指定については土地所有者又は当該土地に関し登記した権利を有する者に異議がある場合にあつてはそれらの者の氏名（法人にあつては名称）、当該土地の所在場所、異議の内容及び理由その他必要な事項を記載した書面

(9) 申請に係る土地が海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により海岸保全区域に指定されている場合には、当該指定の特別の必要がある理由並びに規則第 79 条の事業計画書及び(7)のアからウまでに掲げる書類を提出するものとする。

(10) 保安施設事業が、緊急治山事業、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法第 97 号）第 3 条の規定による林地荒廃防止施設に関する災害の復旧事業費である場合には、法第 44 条ただし書後段規定に基づき法第 44 条において準用する法第 30 条の告示の日からなるべく早い時期に指定するものとする。

(11) 都道府県知事は、年度当初に地区指定計画が確定したときは、個々の地区ごとに指定調書等を提出する前にあらかじめ当該年度の全ての地区の所在場所（市町村、大字、字、地番）及び事業名を明らかにした指定計画箇所一覧表を作成し、林野庁に提出するものとする。

なお、地区は、当該地区の所在する流域若しくはその支流又は市町村若しくは大字、字の名称で表示することとし、同一地区に 2 以上の地区が存することとなる場合は、支番号を付すことによって区分するものとする。

2 指定の有効期間

(1) 法第 42 条ただし書の規定による指定の有効期間の延長は、指定の有効期間内に保安施設事業の実施行為が完了しない場合であって当該指定の有効期間の満了後 3 年以内に当該事業の実施行為を完了することができると思われるときに行うものとし、3 年以内に完了することができないと認められるときは、指定の有効期間の延長は行わず改めて保安施設地区の指定を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、保安施設地区の指定の有効期間の延長を必要と認めるときは、申請書を、その期間の満了の日から 4 か月前までに農林水産大臣に提出するものとする。

3 解除

(1) 法第 43 条第 1 項に規定する「保安施設事業を廃止したとき」とは、当該地区に係る保安施設事業に着手したのち、当該事業の全部又は一部を将来にわたって実施しないこととしたとき、又は当該事業により設置された全部又は一部の施設の撤去、埋没その他その効用の消滅を必要とするときとするものとする。

(2) 法第 43 条第 2 項に規定する「着手」とは、保安施設事業の実施行為をいい、本工事と密接不可分の関係にある準備行為の開始を含むものとする。

なお、当該地区において保安施設事業の実施行為の一部について着手があれば、その全体について着手があったものとして取り扱うものとする。

(3) 都道府県知事は、保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく、次の書類を添えて、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。

ア 解除調書

イ 解除調査地図

ウ 位置図

エ その他必要な書類

(4) 解除に係る区域が保安施設地区の区域の一部である場合には、(3)の規定による通知に

先立ち、当該解除に係る区域のそれぞれの辺の交点に標柱を設置するものとする。

(5) 都道府県知事は、法第 41 条第 3 項の規定により指定された保安施設地区の指定の効力が法第 43 条第 2 項の規定により失われたときは、遅滞なく当該保安施設地区の土地の所有者及びその土地に関し登記した権利を有する者に対しその旨を通知するものとする。

(6) 都道府県知事は、保安施設地区の指定後 1 年を経過したときに、当該保安施設地区において保安施設事業に着手していないときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知するものとする。

4 指定施業要件の変更

(1) 都道府県知事は、法第 41 条第 1 項の規定により指定された保安施設地区に係る指定施業要件についてその変更を申請し、又は申請の進達をする場合には、あらかじめ保安施設事業を行う森林管理局長の意見を聴くものとする。

(2) 変更の手続については、第 3 の 2 の (1) 及び (2) で準用する第 1 の 3 の (2) (エを除く。) (3) から (5) まで及び第 3 の 3 を準用するものとする。

5 保安施設地区における制限

(1) 都道府県知事は、法第 41 条第 1 項の規定により指定された保安施設地区内における立木竹の伐採その他の行為に係る法第 44 条において準用する立木伐採許可若しくは作業許可の申請又は規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの規定による届出を受けたときは、保安施設事業を行う森林管理局長の意見を聴くものとする。

(2) 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢、協議に係る皆伐面積の取扱い、皆伐面積の限度の公表、許可申請又は協議の適否の判定、許可申請等又は協議の処理、許可の条件、縮減、届出の処理、規則第 60 条第 1 項第 1 号及び第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業等の範囲、規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの取扱いについては第 4 に準ずるものとする。

6 標識等の設置

(1) 法第 44 条において準用する法第 39 条の規定による標識の設置は、第 8 を準用するものとする。

(2) 標柱は、指定区域を明らかにするとともに指定後における適正な管理を行うために必要なものであるから、耐久性のあるものを使用し、土砂の崩落による埋没及び流水による消失等のおそれのないところに設置するものとする。

7 保安施設地区台帳

法第 46 条の 2 第 1 項の保安施設地区台帳は、地区ごとに調製するものとし、その保管及び調製については、第 9 を準用するものとする。

8 保安林への転換

(1) 都道府県知事は、指定の有効期間が満了するまでに保安林への転換に必要な調査を行い、保安林へ転換すべき土地については転換調書及び転換調査地図を作成するものとする。

る。

- (2) 都道府県知事は、保安林へ転換したものについて、指定の有効期間の満了後、遅滞なく森林所有者並びに当該保安林の所在地を管轄する市町村長及び登記所に対し当該保安林の所在場所その他必要な事項を通知するものとする。

9 保安施設地区の監視

都道府県知事は、保安施設事業に係る施設の維持管理行為の適正な実施及び保安施設地区における違反行為の発生を防止するため監視に必要な措置を講ずるものとする。

第11 意見書等の様式及び指定調査地図等の作成要領

次の1から10までに掲げる書類の様式及び11から15までに掲げる図面の作成要領は、別に定めるものとする。

- 1 法第27条第3項（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の意見書
- 2 規則第79条の事業計画書
- 3 第1の3の(2)のアの(ア)及び第10の1の(7)のイ①の指定調書
- 4 第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(ア)及び第10の3の(3)のイの解除調書
- 5 第3の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(ア)（第10の4の(2)において準用する場合を含む。）の指定施業要件変更調書
- 6 第4の5の(5)の伐採許可決定通知書
- 7 第4の5の(7)の伐採整理簿
- 8 第10の2の(2)の有効期間延長申請書
- 9 第10の3の(6)の未着手通知書
- 10 第10の8の(1)の転換調書
- 11 第1の3の(2)のアの(イ)及び第10の1の(7)のイの指定調査地図
- 12 第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(イ)及び第10の3の(3)のイの解除調査地図
- 13 第3の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(イ)（第10の4の(2)において準用する場合を含む。）の指定施業要件変更調査地図
- 14 第1の3の(2)のアの(ウ)（第2の2の(2)、第3の2の(2)及び第10の4の(2)において準用する場合を含む。）、第10の1の(7)のウ及び第10の3の(3)のウの位置図
- 15 第10の8の(1)の転換調査地図

- 別表 1 指定施業要件として定める保安林の種類ごとの伐採種（主伐に係るもの）
- 別表 2 規則付録第 8 の算式による植栽本数
- 別表 3 保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者
- 別表 4 国等以外の者が実施する事業
- 別表 5 転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分
- 別表 6 法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく保安林の解除の協議に係る添付書類
- 別表 7 法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく保安林の解除の協議に係る添付書類（計画通知
第 3 の規定を準用する場合）
- 別表 8 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準
- 別記様式 代替施設の配置等の確認について
- 別紙 転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準

別表1 指定施業要件として定める保安林の種類ごとの伐採種（主伐に係るもの）

保安林の種類	指定施業要件における伐採種（主伐）
水源かん養保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
土砂崩壊防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
飛砂防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
防風保安林 防霧保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。

水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
なだれ防止保安林 落石防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
航行目標保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

(注)

1 保安施設事業の施行地の森林の伐採方法については、水源かん養保安林において「伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの」は択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林において「保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出又は崩壊するおそれがあると認められる」ものは禁伐とされていることを踏まえ、原則として、保安施設事業の施行地であつて施行後一定の期間（事業施行後 10 年（保安施設事業により森林の造成（山腹緑化工、植栽工、植生導入工等）を実施した区域にあつては事業施行後 20 年）を目安とする。）を経過していないものについては、禁伐又は択伐とすること。

なお、当該期間が経過したものについては、林況、地況等から引き続き伐採の方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるものを除き、当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度の制限となることを旨として伐採の方法に係る指定施業要件を変更（例えば、禁伐を択伐に、択伐を伐採種を定めないに変更）することができる。

2 保健保安林において「地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない」としているが、原則として、当該視界外にある森林を地域の景観の維持を主たる目的とする保健保安林として指定する場合とは、一体性の観点から当該視界内にある森林と一体のものとして指定する必要がある場合に限ること。

なお、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にある森林であっても、地域の景観の維持以外を主たる目的として森林を保健保安林に指定する場合にあつては、その伐採方法は禁伐又は択伐となる。

別表 2 規則付録第 8 の算式による植栽本数

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700

V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

別表3 保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	<p>1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林(以下この表において「当該森林」という。)の流出係数の変化に伴い、いつ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。</p>
土砂流出防備保安林	<p>過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、たい積するおそれのある区域(当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
飛砂防備保安林	<p>当該森林の林帯方向における両端を通って林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点(以下「林縁点」という。)から当該林帯の期待平均樹高(以下「樹高」という。)の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離(林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離)となる点(以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。)をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域(林帯の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。)内に居住する</p>

	者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の 35 倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
水害防備保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
潮害防備保安林	<p>1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の 25 倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
干害防備保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当な権原を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の 20 倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
なだれ防止保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、たい積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合

	に限る。)とする。
落石防止保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲息と繁殖に影響を与える海域等において、漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権原を有する者とする。
保健保安林	<p>1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり、保安林の指定により直接利益を受ける者等に該当する者はいない。</p>
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。

別表4 国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正2年法律第16号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第3条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第6条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和27年法律第231号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第4条第1項第1号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設に関する事業
15	放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同

	項第 10 号に規定する送電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 2 条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物に関する事業（同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
19	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを営営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園を営営する事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）による火葬場に関する事業
24	と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
26	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による公園事業
28	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 104 条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第 105 条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第 50 条第 1 項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

別表5 転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	<p>次のいずれかに該当する保安林</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第10条の15第4項4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあつては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあつては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。） 2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの 3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であつて、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの 4 海岸に近接して所在するものであつて、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあつては250メートル未満）であるもの 5 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの
第2級地	第1級地以外の保安林

(注)

- 1 治山事業の施行地については、特に国土保全等公益を確保する上で厳正な取扱いを必要とするものであり、当該施行地が介在する保安林については、開発転用を極力避けるよう指導するものとする。
- 2 海岸に近接して所在する保安林は、その立地特質等からして多様な役割を果たすことが期待されているものであり、また、その林帯幅が縮減又は分断された場合には全体として機能の減退をもたらすこととなることから、原則として解除を行わないものとし、第1級地の林帯幅以上の保安林にあつても開発転用は極力避けるよう指導するものとする。

別表6 法第26条の2第4項の規定に基づく保安林の解除の協議に係る添付書類

編さん 順 序	書 類 の 名 称	関 係 法 令 等
1	保安林解除協議書	様式は任意
2	保安林解除調書	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(ア) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(ア) 様式通知第1の3の様式5
3	保安林解除調書付属明細書	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(エ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(エ) 様式通知第1の3の様式5-1
4	事業計画の概要	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(エ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(エ) 様式通知第1の3の様式5-2
5	事業計画の内容審査結果	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(エ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(エ) 様式通知第1の3の様式5-3
6	位置図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(ウ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(ウ) 様式通知第2の6
7	保安林解除調査地図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(イ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(イ) 様式通知第2の3
8	写真	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの(エ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のイの

		(ウ)
9	事業計画図	規則第 48 条第 2 項 本通知第 2 の 2 の (1) のエの (ア)
10	事業計画書	規則第 48 条第 2 項 本通知第 2 の 2 の (1) のエの (ア)

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 版とする。
- 2 保安林の解除申請書の添付書類の写しでもよいこととする。
- 3 関係通知の呼称は次のとおりとする。

処理基準：森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について

(平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官依命通知)

様式通知：保安林指定調書等の様式について

(令和 5 年 3 月 23 日付け 4 林野治第 2041 号林野庁長官通知)

別表7 法第26条の2第4項の規定に基づく保安林の解除の協議に係る添付書類
(計画通知第3の規定を準用する場合)

編さん 順位	書類の名称	関係法令等
1	保安林解除協議書	様式は任意
2	保安林解除調書 (保安林解除計画表)	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの (ア) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの (ア) 計画通知第3の2の(2)のイの別紙3、別紙3-1
3	保安林解除調査地図	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの (イ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの (イ) 計画通知第3の2の(2)のウ
4	写真	処理基準第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のアの (エ) 本通知第2の2の(2)で準用する第1の3の(2)のイの (ウ) 計画通知第2の3の(2)のエ

(注)

1 関係通知の呼称は次のとおりとする。

計画通知：「地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等について」(平成24年3月30日付け23林整治第2925号林野庁長官通知)

2 用紙の大きさは、計画通知の定めを準用することとし、特段定めのないものは日本産業規格A4版とする。

別表 8 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区 分	行 為 の 目 的 、 態 様 、 規 模 等
<p>1 森林の施業及び管理に必要な施設</p>	<p>(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）、森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合</p>
<p>2 森林の保健機能増進に資する施設</p>	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること。</p> <p>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05へ</p>

	<p>クタール未満であり、立木の伐採が材積にして 30 パーセント未満の場合には 1.20 ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は 200 平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は 400 平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50 メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p> <p>① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。</p> <p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③ 建築部その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね 1.5 メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道これに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅 3 メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
<p>3 森林の有する保安機能の維持又は代替をする施設</p>	<p>(1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合</p> <p>(2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) 上記1から3までに規定する以外のものであって次に該当する場合</p> <p>① 施設等の幅が 1 メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）</p> <p>② 変更行為に係る区域の面積が 0.05 ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）</p> <p>ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が 50</p>

平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。

(2) その他

一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。

- ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。
- ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。
- ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。
- ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。
- ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

(注)

1 林道については、車道幅員（路肩を除く。）が4メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池

等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設建造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限り行うものとする。

4 切土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5メートルを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に2年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を5年まで延長することを可能とする。

6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。

別記様式

番 号

年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 氏 名

代替施設の配置等の確認について

年 月 日付け 林野治第 号による保安林については、下記のとおり代替施設の設置等を確認したので報告します。

記

規則第 48 条第 2 項第 1 号の 計画書に記載の事業者氏名	
施工者氏名	
着工年月日・完成年月日	自 至
確認者職氏名	
代替施設等の概要	
確認内容	
その他特記すべき事項	

(注)

- 1 確認内容については、確認した事項及び代替施設等が計画書どおり施行されたことを確認した根拠等を記載する。
- 2 その他特記すべき事項については、権利関係の調整等について記載する。

転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準

第1 基準

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）については、次の全ての基準に適合するものであること。

- 1 事業等に係る保安林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- 2 事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないものであって、事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該事業等に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。
- 3 事業等に係る保安林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 事業等に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

第2 技術的細則

1 災害を発生させるおそれに関する事項

第1の1については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 土砂の移動量

事業等が原則として現地形に沿って行われること及び事業等による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。

なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう事業等を実施する者（以下「事業者」という。）に対し指導するものとする。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

(2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

- (ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- (イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- (ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。
- (エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

- (ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- (イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。
- (ウ) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

- (ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
- (イ) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。
- (ウ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。
- (エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。

この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

(3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

b 土質が、表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、aに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、aに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1

土質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える

場合

イ 擁壁の構造は、次によるものであること。

(ア) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法砕工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のイによるものであること。

(5) 土砂流出防止の措置

事業等に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（事業者が、所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、事業等に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア えん堤等の容量は、次により算定された事業等に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(ア) 事業等の施行期間中における流出土砂量は、事業等に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合にあっては200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合にあっては600立方メートル、それ以外の場合にあっては400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

- (イ) 事業等の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。
- イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通知）によるものであること。
- エ 「災害が発生するおそれがある区域」については、表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、(ア)及び(イ)を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。
- なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については、「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。
- (ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
- (イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法 (明治30年法律第29号)
災害危険区域	建築基準法 (昭和25年法律第201号)
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領 (平成18年7月3日付け18林整治第520号林野庁長官通知)
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

- オ なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む

場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

カ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について、事業等に関する計画書及び代替施設の設置に関する計画書に必要な事項を記載すること。

(6) 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は a 及び b により、流量は原則として Manning 式により求められていること。

a 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hour)

A : 集水区域面積 (ha)

b 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

(a) 流出係数は、表 3 を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表 3 の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

(b) 設計雨量強度は、(c) による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号のロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。

(c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 4 を参考として用いられていること。

表 3

地表状態	区 分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
	林 地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
	草 地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
	耕 地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
	裸 地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

表 4

流 域 面 積	単 位 時 間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

- (イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ
水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定め
るものより一定程度大きく定められていること。
- (ウ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量
を安全に流下させることができる断面とすること。
- イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。
- (ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力
を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。
- (イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホー
ルの設置等の措置が講じられていること。
- (ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措
置が適切に講じられていること。
- (エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合
を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。ただし、河川等に排水
を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該
河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川
等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下
流の河川等において安全に流下できるよう、併せて当該河川等の管理者の同意を得

ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁の間で十分連絡調整すること。

(7) 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合については、事業等に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるかを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、都道府県ごとの状況も踏まえ、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

エ 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得

た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

オ 2の規定に基づく洪水調節池の設置を併せて行う必要がある場合、本項及び2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

(8) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

(9) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(6)のア並びに(7)のA及びイによるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

(10) 仮設防災施設の設置等

事業等の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(11) 防災施設の維持管理

事業等の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

2 水害を発生させるおそれに関する事項

第1の2については、次の全ての基準に適合するものであること。

- (1) 洪水調節容量は、当該事業等を実施する森林の下流において当該事業等に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとするができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、1の(7)のAによるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、1の(7)のAによるものであること。

(2) 当該事業等に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該事業等に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該事業等を実施する森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該事業等による影響を最も強く受ける地点とする。ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その同意の取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁の間で十分連絡調整するものとする。

(3) 余水吐の能力は、1の(7)のイによるものであること。

(4) 洪水調節の方式は、1の(7)のウによるものであること。

(5) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。

(6) 1の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、1の(7)及び本項のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

(7) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(1)によるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

(8) 事業等の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(9) 事業等の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項

第1の3については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を事業等の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講

じられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講じられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

4 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

第1の4については、次の全ての基準に適合するものであること。

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

事業等に係る保安林の区域に、事業等の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア 相当面積の残置森林等の配置が適切に行われることとは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表5の事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合によること。ただし、事業等に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（事業等に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、1の(1)及び表5に代えて表6に示す基準に適合するものであること。

また、残置森林等は、表5又は表6の森林の配置等により事業等の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表5又は表6に掲げる事業等の目的以外の事業等については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表5又は表6に準じて適切に措置されていること。

表 5

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 パーセント以上)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 20 メートル以上)を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 パーセント以上)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設に係る事業等の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又

		は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね 20 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林等を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。</p> <p>2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林等を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切上面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。
- 3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その 2 割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断するものとする。
- 4 「事業等の目的」について
 - (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
 - (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
 - (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
 - (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
 - (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
 - (6) 上記表に掲げる以外の事業等の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は

工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る事業等の目的の基準を適用するものとする。

(7) 1 事業区域内に異なる事業等の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの事業等の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね50メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 5 レジャー施設並びに工場及び事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場及び事業場の設置並びに住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
 - (1) 公園、緑地又は広場
 - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3) 緑地帯、緑道
 - (4) 法面緑地
 - (5) その他上記に類するもの
- 8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

表6

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とする。 3 1区画内の建物敷の面積はおおむね200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20パーセント以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70パー	1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

	セント以上とする。	<p>2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ヘクタールあたりおおむね 1,000 立方メートル以下とする。</p>
ゴルフ場の造成	<p>森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね 60 パーセント以上)</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね 40 メートル以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね 40 メートル以上)を配置する。</p> <p>3 切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホールあたりおおむね 150 万立方メートル以下とする。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	<p>残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 20 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	<p>森林率はおおむね 35 パーセント以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	<p>森林率(緑地を含む。)はおおむね 30 パーセント以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林等を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。</p>

		2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林等を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注)

表5に同じ。

イ 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表7を基準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本から1,000本までの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表7

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

ウ 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

(2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、事業等に係る保安林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを

含むものとする。

(3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、事業等により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、事業等に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の事業等について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、事業等の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。

(4) 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、事業区域内の残置森林等については、原則として将来にわたって厳正に保全・管理に努めるものとし、必要に応じ保安林の指定を進めるものとする。

また、事業区域内の残置森林等については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村に対しては、残置森林等が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。また、残置森林等の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じ保健保安林等の指定を進めるとともに、都市緑地部局、環境部局等の関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る事業等の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って事業等を実施するものとする。

なお、別荘地の造成等事業等の完了後に売却、分譲等が予定される事業等における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどの指導を行うものとする。

第3 経過措置

本通知は、通知施行日以降に転用解除の申請を行うものに適用されるが、通知施行日以降1年以内に当該申請の手続を行うものについては、従前の基準により取り扱うものとする。